

令和 3 年度以降の病床機能再編事業の審議の場について

1 病床機能再編支援事業について

(1) 事業について

令和 2 年度に、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を予算事業として実施している。令和 3 年度以降からは、消費税財源による「地域医療介護総合確保基金」の中に位置付けるとともに、本事業に係る財源は全額国庫負担とされた。

(2) 給付金の種類

	支援の概要
①単独支援給付金	病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、削減病床 1 床あたり、病床稼働率に応じた額を交付
②統合支援給付金	統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床 1 床あたり、病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付
③債務整理支援給付金	統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合病院へ交付

(3) 要件

都道府県は、病床機能再編に関する計画について、①地域医療構想調整会議の議論の内容及び②都道府県医療審議会の意見を踏まえて審査を行い、地域医療構想の実現に向けて必要な取組みであるかの判断を行う。

なお、都道府県医療審議会については、地域医療構想との整合がとれているか審議可能な場であれば都道府県医療審議会以外の場（分科会等）でも認められる。

2 今回の議題提案の趣旨

(1) 趣旨

病床機能再編事業について、広島県の意見を聞く場については、圏域の地域医療構想調整会議及び広島県医療審議会保健医療計画部会・県単位の地域医療構想調整会議とする。

(2) 理由

県単位の地域医療構想調整会議の目的が、「地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むよう支援するため」であり、また、構成員についても部会に所属する委員及び専門委員に加え、各調整会議の議長（会長）及び広島県地域医療構想アドバイザーで構成しており、地域医療構想との整合がとれているか審議ができる場である。

3 令和 3 年度のスケジュール（予定）

令和 3 年 7 月 12 日	令和 3 年度 意向調査〆切り
8 月	県から国に補助所要見込み額の報告
7 月～11 月	各圏域の地域医療構想調整会議から意見聴取
～12 月	広島県医療審議会（計画部会）から意見聴取
令和 4 年 2 月下旬	交付決定
4 月～5 月	給付金支給